

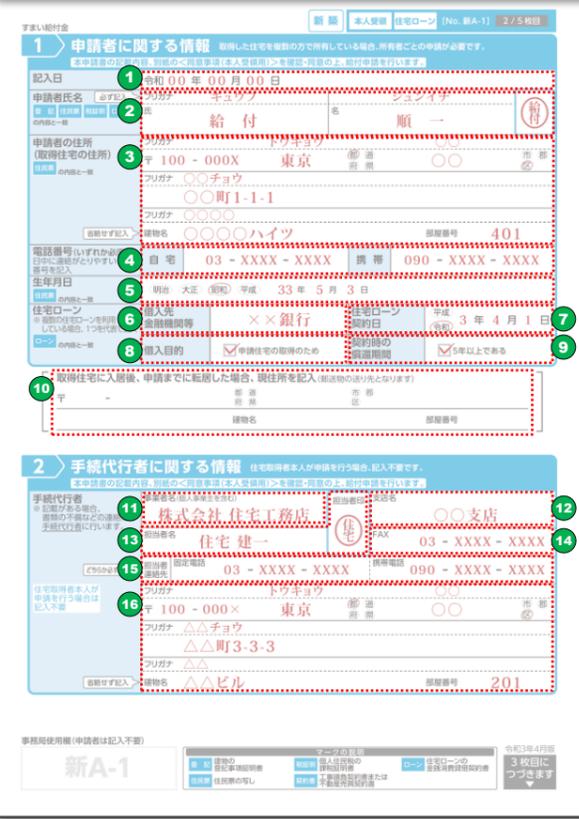
本書は、住宅ローンを利用して新築住宅(建替えを含む)を取得し、すまい給付金を住宅取得者本人が受領する場合に使用する給付申請書(以下「申請書」)の記入方法を説明するものです。その他の申請種別の場合は、それぞれの内容に応じた申請書および記入の仕方を使用してください。

- 必ず黒のボールペン(消えないペン)で記入してください。
● 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。(訂正印がない場合は受け付けできません。)
● 1枚目～5枚目をすべて提出してください。
● 別紙の「申請書記入にあたって」「給付申請額に関する情報の記入にあたって」「同意事項(本人受領用)」をよくお読みください。(提出は不要です。)

1枚目

1枚目は申請書類のチェックシートになっておりますので、ご活用ください。申請受付に使用するため、1枚目も必ず提出してください。提出がない場合、受け付けできません。

2枚目

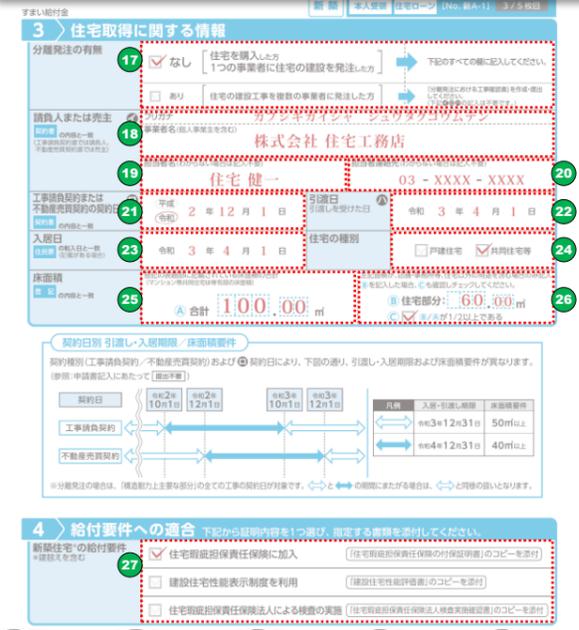


- 1 この申請書を作成した日を記入
2 申請者本人の氏名を記入し、押印
3 取得住宅の住所を記入
4 申請者本人の電話番号を記入
5 申請者本人の生年月日を記入
6 住宅ローンの借入先金融機関等の名称を記入
7 住宅ローンの契約日を記入

- 8 住宅ローンの借入目的が借主が居住するための住宅の取得である場合はチェック
9 住宅ローンの契約時の償還期間が5年以上の場合はチェック
10 郵送物の受取先となる住所を記入
11 手続代行者が所属する事業者の名称を記入
12 手続代行者が所属する事業者の支店・事業所などの名称を記入
13 手続代行者の個人名を記入し、押印
14 手続代行者のFAX番号を記入
15 手続代行者の電話番号を記入
16 手続代行者が所属する事業者の支店・事業所などの住所を記入

11～16は、申請者本人が申請を行う場合は記入不要です。

3枚目

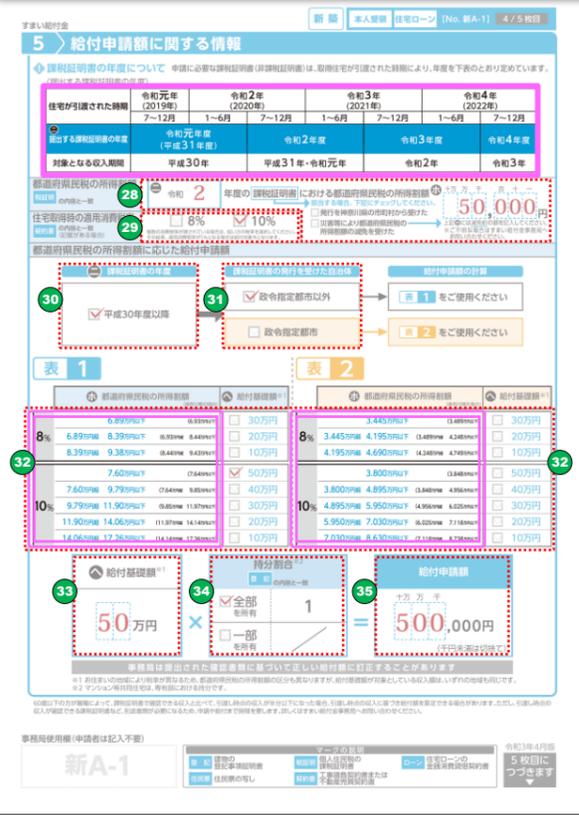


- 17 分離発注について、該当するものにチェック
18 請負人または売主の名称を記入
19 請負人または売主の担当者名を記入
20 請負人または売主の担当者の電話番号を記入
21 取得住宅の取得契約を結んだ日を記入
22 取得住宅の引渡しを受けた日を記入

- 23 取得住宅に入居した日を記入
24 取得住宅の種別を選択
25 取得住宅の床面積を記入
26 住宅部分の床面積を記入し、(A)の面積の半分以上であることを確認しチェック
27 取得住宅が一定の品質が確認されていることの証明として該当するものにチェック

裏面に続きます

4枚目



28 申請に必要な課税証明書の年度と当該課税証明書に記載された都道府県民税の所得割額を記入
 ● 課税証明書の年度および都道府県民税の所得割額と同一であることを確認してください。
 (市区町村民税の所得割額や均等割額ではありません。)

◆ 課税証明書の[都道府県民税の所得割額]の記載例
 (発行する市区町村により、書式・項目名は異なります。)

税 額 (令和〇年度分)				
	所得割額	均等割額	合 計	年 税 額
市民税	¥〇〇〇〇〇〇	¥〇〇〇〇	¥〇〇〇〇〇〇	¥〇〇〇〇〇〇
県民税	¥〇〇〇〇〇〇	¥〇〇〇〇	¥〇〇〇〇〇〇	

※ 申請に必要な課税証明書の年度は、取得住宅の引渡しを受けた時期(22の年月)により、□内の表のとおり定めています。
 ※ 申請に必要な課税証明書は、その年度の1月1日時点(例:令和3年度の課税証明書⇒令和3年1月1日時点)における居住地(引っ越し前)の市区町村で発行を受けることができます。
 ※ 課税証明書の発行を神奈川県から受けた方は、「発行を神奈川県から受けた」にチェックしてください。
 ※ 都道府県民税の減免を受けた方は、「災害等により都道府県民税の所得割額の減免を受けた」にチェックしてください。また、⑥には減免前の都道府県民税の所得割額を記入してください。
 詳しくは、すまい給付金事務局へお問い合わせください。

29 住宅取得時に適用された消費税率にチェック
 ● 実際に住宅取得者が負担した消費税率を確認してください。
 (契約書に記載された消費税率と異なる場合も、実際に負担した消費税率にチェックしてください。)
 ※ 複数の消費税率が課されている場合は、低い方の税率にチェックしてください。
その結果、5%となる場合は給付対象外となります。

給付基礎額を確認する上での注意

「発行元の自治体が政令指定都市であるか」によって、都道府県民税の所得割額に対する給付基礎額の区分が異なります。

次の31で表1表2のどちらに該当するかを確認した上で、32を記入してください。

- 申請書に添付されている、別紙「給付申請額に関する情報の記入にあたって」もご確認ください。
- ※ 事務局は提出された確認書類に基づいて正しい給付額に訂正することがあります。

【別紙:給付申請額に関する情報の記入にあたって】



5枚目

